

2005～2006 年

横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成 17 年～平成 18 年度



超我の奉仕

SERVICE ABOVE SELF

2005～2006 年度国際ロータリー会長
カール・ヴィルヘルム・ステンハマー

第 2590 地区ガバナー 金杉 誠

横浜緑ロータリークラブ 会長 鶴岡 武

2005～2006 年
横浜緑ロータリークラブ 活動計画書

平成 17 年～平成 18 年度



超我の奉仕

SERVICE ABOVE SELF

2005～2006 年度国際ロータリー会長
カール・ヴィルヘルム・ステンハマー

第 2590 地区ガバナー 金杉 誠

横浜緑ロータリークラブ 会長 鶴岡 武

目 次

活動計画書 会長	-----	1
活動計画書 幹事	-----	2
概況報告	-----	3
横浜緑ロータリークラブ組織表	-----	7
S.A.A.活動計画書	-----	8
クラブ奉仕関係		
クラブ奉仕委員会活動計画書	-----	8
出席委員会活動計画書	-----	9
職業分類委員会活動計画書	-----	9
親睦活動委員会活動計画書	-----	10
雑誌委員会活動計画書	-----	11
会報委員会活動計画書	-----	11
会員選考委員会活動計画書	-----	12
会員増強委員会活動計画書	-----	12
プログラム委員会活動計画書	-----	13
ロータリー情報委員会活動計画書	-----	16
広報委員会活動計画書	-----	16
クラブ IT 推進委員会活動計画書	-----	17
職業奉仕関係		
職業奉仕委員会活動計画書	-----	17
社会奉仕関係		
社会奉仕委員会活動計画書	-----	18
環境保全委員会活動計画書	-----	19
青少年奉仕委員会活動計画書	-----	19
インターアクト委員会活動計画書	-----	20
国際奉仕委員会関係		
国際奉仕委員会活動計画書	-----	20
ロータリー財団委員会活動計画書	-----	21
米山奨学委員会活動計画書	-----	21
ポリオプラス委員会活動計画書	-----	22
2005-06 年度 予算表	-----	23
充填・未充填職業分類表	-----	付-1
ロータリークラブ定款		
横浜緑ロータリークラブ細則		

活 動 計 画 書

会長 鶴岡 武

ロータリーの2世紀に向かって

* カール・ヴィルヘルム・ステンハマーRI 会長のテーマ

ロータリーの原点に戻り

超我の奉仕 Service above Self.

RI 会長の当期目標

1. 識字率向上と教育
2. 水質源の保全、飢餓、保険
3. 公共イメージ

* 金杉誠 2590 地区ガバナーの方針と目標

- 1) RI 強調事項（水質資源保全と識字率）の強力な推進
- 2) 各クラブ会員 1 名以上の純増
- 3) R 財団寄付と米山寄付の推進
- 4) 広報の推進
- 5) IM の実施（但し中味を良く吟味する）

* 横浜緑ロータリークラブの方針は。

「コミュニケーションを密にし、親睦を深め奉仕の心を育もう」

ロータリー誕生から 100 年を経、先輩達が行きつ戻りつ努力の結果 100 年間ロータリー活動が続けられてきた。今後新たな 100 周年に向かって今までの功績を汚さないよう我々は活動を続けなければならない。特に次世代を担う新世代教育が重要である。当クラブとしては RI 会長並びに 2590 地区ガバナー方針を踏まえ、今期のテーマを実践すべく次の具体的事項を進めてまいります。

- 1) 例会出席だけでは十分な親睦は得られず、お互いのコミュニケーションも不足であり移動例会、炉辺会議、夜の委員会等を開催、胸襟を開いた意見交換の場を多くし、風通しの良い仲間づくりをする。
- 2) ロータリーの綱領を再認識すると共にロータリアン同士お互いの職業を理解し可能な範囲で協力し合う。
- 3) 委員長だけの負担になりがちな委員会活動を全委員が積極的に参加するようにする。
- 4) 情報委員会、広報委員会活動を活発化し新入会員教育並びに地域へのロータリークラブ PR に努める。
- 5) 姉妹クラブ、友好クラブと奉仕活動を含め交流を密にする。
- 6) 脱会防止と女性を含めた新会員増強に努める。
- 7) 国内外の他のロータリークラブへメークアップし良い点を学び導入する。
- 8) IM をホストクラブとして成功裏におわらせる。

以上、横浜緑ロータリークラブの伝統を守り積極的なロータリー活動の展開を図る。

活 動 計 画 書

幹 事 河 淵 雄
副幹事 藤田 孝次

この度、幹事と言う大役を仰せつかり、身の引き締まる思いで一杯です。

幹事の重責を負い、その器ではありませんが皆様のご協力を得ながらクラブのご期待に沿えるよう誠心、努めさせて頂く所存です。

★ 先ずは、明るくて楽しいクラブを目指し、老いも若きも苦楽を分かち合う平等の精神が基本だと思います、本年会長提唱である会員相互のコミュニケーションを深めクラブの親睦を図りたいと思って居ります。

★ 会員増強は毎年常に大目標ですが、余り無理な勧誘は実りが少ない事を経験致しているところです。クラブ内の意見交換を試み、更に一工夫が必要と考えます。

★ 香港南及び千葉緑との友好も年々深まって来ています。そろそろ合同の奉仕活動の検討に入る時期と思われます、相手様の意向をよく踏まえて進めなくてはならないと思います。

★ 今年は、I Mのホストクラブとなって居り、当クラブにおいては本年最大のイベントです。是非成功させるべくクラブ一丸となり全会員の協力体制での対応が必要です。

★ 出席は最も重要な一つです、特に例会への出席が大事です。

然しそのために会社が犠牲なる事は避けるべきです！ 矛盾しますが会員間の疎遠はロータリー本来の意味が失わないででしょうか。

以上まとめると、次の5項目です。

- ① 炉辺会合の推進（委員会主催での会合）
- ② 会員増強
- ③ 姉妹、友好クラブ合同の奉仕活動の可能性
- ④ I Mの成功裏への組織協力強化
- ⑤ 出席率向上への啓蒙

概 況 報 告

幹 事 河淵 雄
副幹事 藤田 孝次

当クラブの概況

1.名称区域及び所在地

- (1) 名 称 横浜緑ロータリークラブ
(2) 地 域 横浜市 緑区、青葉区、都筑区。

- | | | | |
|-----|---------|---------|--------------------|
| | 総人口 | 世帯数 | |
| 緑 区 | 170.082 | 69.956 | (平成 17 年 5 月 31 日) |
| 青葉区 | 293.315 | 118.190 | (平成 17 年 4 月 30 日) |
| 都筑区 | 177.261 | 65.235 | (平成 17 年 6 月 1 日) |
- (3) 事 務 局 〒226-0013 横浜市緑区寺山町 89 スクエア 21
TEL 045-933-1651
FAX 045-933-2027
- (4) 例 会 場 青葉台フォーラム
〒227-0062 横浜市青葉区青葉台 1-5-8
TEL 045-985-2109
- (5) 例会日時 毎週水曜日 12 時 30 分～13 時 30 分

2.歴代会長、幹事及び会員数、出席率

	会 長	幹 事	就 任 時 在籍会員数	年間平均 出 席 率	備考
創立時	石川 治道	柴田 清	24 名	92.86%	45 年
45～46	石川 治道	柴田 清	24 名	98.58%	6 月迄
46～47	秋田 茂	三澤 君夫	41 名	98.09%	
47～48	小林 安雄	高橋 正文	40 名	94.09%	
48～49	加藤 雅光	名倉 健二	37 名	98.40%	
49～50	鵜川 昇	山下 栄蔵	39 名	97.67%	
50～51	名倉 健二	武藤 松一	42 名	97.38%	
51～52	中山恒三郎	岩沢 幸男	47 名	98.60%	
52～53	三澤 君夫	岡本 健	48 名	98.82%	
53～54	森 善助	浜田 勝弥	47 名	98.67%	
54～55	山下 栄蔵	戸田 裕也	50 名	98.74%	

55～56	岡本 健	代々木和男	45 名	99.33%
56～57	岩沢 幸男	中林 靖	50 名	99.18%
57～58	田辺 政雄	内野 晃	48 名	99.11%
58～59	武藤 松一	渡辺 武	50 名	97.86%
59～60	戸田 裕也	寺崎 誠三	45 名	96.31%
60～61	田沼 文衛	岩岡 正	45 名	96.27%
61～62	中林 靖	赤柄 忠昭	50 名	97.83%
62～63	内野 晃	薮島 五郎	51 名	96.96%
63～64 (h1)	代々木和男	遠藤 真作	53 名	95.65%
平成 1～2	薮島 五郎	幸内 伸雄	47 名	94.68%
平成 2～3	近藤 襄	渡辺 宏未	50 名	94.50%
平成 3～4	幸内 伸雄	横井 好明	51 名	91.92%
平成 4～5	遠藤 真作	日高 信良	46 名	91.91%
平成 5～6	横井 好明	遠藤 一典	45 名	92.46%
平成 6～7	渡辺 宏未	井上 周輔	47 名	93.81%
	(横井 好明)			
平成 7～8	中林 靖	脇田 幸一	43 名	92.7%
平成 8～9	小林 新一	金子 朝夫	43 名	95.3%
平成 9～10	遠藤 一典	森 宏	43 名	95.4%
平成 10～11	脇田 幸一	市瀬 栄一	48 名	93.0%
平成 11～12	森 宏	須藤 保夫	39 名	92.6%
平成 12～13	藤津 均	村松 勇治	38 名	92.6%
平成 13～14	加藤 喜夫	森 一誠	38 名	86.7%
平成 14～15	市瀬 栄一	鶴岡 武	36 名	95.0%
平成 15～16	森 一誠	齊藤 清紀	36 名	88.8%
平成 16～17	村松 勇治	武藤 泰典	38 名	87.4%
平成 17～18	鶴岡 武	河淵 雄	35 名	

(平成 16 年 6 月末現在)

3. 創 立

昭和 45 年 2 月 28 日 創立総会 (スポンサー・クラブ横浜港北 R C)

昭和 45 年 3 月 11 日 R. I. 正式加盟承認 特別代表 山崎 卯一

昭和 45 年 12 月 13 日 R. I. 加盟 認証状伝達式

(横浜港南、横浜瀬谷、横浜緑、横浜旭、4 クラブ合同、於 横浜市民体育館)

☆ チャーターメンバー (24 名)

秋田 茂	昭55.02.20退会	浜田淳太郎	昭 48.01.31 退会
石川 治道	昭52.06.30退会	細辻 文次	昭 47.06.28 退会
岩崎 薫正	昭57.06.30退会	岩本 正三	昭 63.07.08 退会
小林 安雄	平07.06.30退会	松田 三郎	昭 47.06.07 退会

小峰 政博	昭 48.10.20 退会 相模原南 R C へ
中山恒三郎	昭 60.04.24 退会
柴田 清	昭 48.04.04 退会
鈴木 憲一	昭 53.09.01 死去
土志田昭吉	昭 54.08.29 退会
足立 英一	昭 46.09.01 退会
麻生 和衛	昭 54.12.26 退会
藤森 茂	昭 47.04.05 退会

三橋 英一 平 04.03.21 死去

名倉 健二 平	14.12.30 名誉会員死去
岡本 健	
志田 宝	昭 47.11.29 退会
高橋 正文	昭 50.06.26 退会
富永 力 平	01.12.30 退会
鶴川 昇	
吉田晴太郎	昭 48.05.02 退会

4. 会 員 (6 月 30 日現在)

(1) 会員の種類

正会員 35 名

チャーターメンバー 2 名

(2) 年令 (6 月 30 日現在)

30 才～39 才	0 名	40 才～49 才	7 名	50 才～59	9 名
60 才～69 才	6 名	70 才以上	11 名	80 才以上	2 名
最高 85 才		最年少 41 才		平均 57 才	

5. ビジター及びゲスト (前年度) 6 月末まで

例会数 46

来客数 ゲスト 32 名 ビジター 11 名

6. 行事及び諸会合予定 (別紙プログラム添付)

7. 今期までの主なる歩み

		年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
1	チャーターナイト	1970 年 12 月 13 日	石川 治道	柴田 清	(特別代表) 山崎 卯一
2	10 周年記念	1980 年 3 月 22 日	山下 栄蔵	戸田 裕也	三澤 君夫
3	20 周年記念	1989 年 4 月 1 日	代々木和男	遠藤 真作	鵜川 昇
4	ガバナー出身	1990～1991 年 鵜川 昇会員			
5	拡大実験	年 月 日	会 長	幹 事	実行委員長
		1978 年 5 月 25 日 創立総会	三澤 君夫	岡本 健	横浜田園 R C 加藤 雅光
		1984 年 3 月 27 日 創立総会	武藤 松一	渡辺 武	横浜たま R C 中山恒三郎
		1991 年 5 月 28 日 創立総会	近 藤 襄	渡辺 宏未	新横浜 R C 近 藤 襄
6	30 周年記念	2000 年 4 月 1 日	森 宏	須藤 保夫	山下 栄蔵

横浜緑ロータリークラブ組織表

2005 - 06 年度(平成 17 - 18 年度)

1. 理事

大地 哲郎 河原 裕典 濱田 茂 長根 信康

2. 役員

会長 鶴岡 武 副会長 齊藤 清紀(会長エレクト)

副会長 村松 勇治

幹事 河淵 雄 副幹事 藤田 孝次

SAA 加藤 喜夫 副 SAA 露木 健造 副 SAA 佐藤 征己

会計 北原 弘文 副会計 下中 英輝

3. 委員会 [◎印：委員長 ○印：副委員長 ・印：委員]

A. クラブ奉仕委員会(担当理事) ◎大地 哲郎 ○内野 晃 ・山下 栄蔵 ・遠藤 一典

・藤津 均 ・森 宏 ・藤田 孝次 ・若山 誉

・天野 正昭 ・露木 健造 ・村川 驍

1.出席委員会 ◎天野 正昭 ○森 一誠 ・鶴川 昇

2.職業分類委員会 ◎山下 栄蔵 ○齊藤 晃 ・菊池 潔

3.親睦活動委員会 ◎藤田 孝次 ○天野 正昭 (兼、ゴルフ担当) ・代々木和男

・大地 哲郎 ・河原 裕典 ・下中 英輝 ・佐藤 征己

・村川 驍

4.雑誌委員会 ◎北原 弘文 ○土志田 猛

5.会報委員会 ◎村川 驍 ○武藤 泰典 ・斎藤 晃

6.会員選考委員会 ◎内野 晃 ○若山 誉

7.会員増強委員会 ◎遠藤 一典 ○山下 栄蔵 ・江田 憲司

8.プログラム委員会 ◎若山 誉 ○石川 輝久 ・濱田 茂

9.ロータリー情報委員会 ◎藤津 均 ○加藤 喜夫 ・岡本 健

10.広報委員会 ◎森 宏 ○土志田 猛 ・武藤 泰典

11.クラブIT推進委員会 ◎露木 建造 ○長根 信康

B. 職業奉仕委員会(担当理事) ◎河原 裕典 ○佐藤 征己 土志田 猛

C. 社会奉仕委員会(担当理事) ◎濱田 茂 ○餅田 実 ・下中 英輝 ・伊藤 嘉伸

1.環境保全委員会 ◎餅田 実 ○長根 信康

2.青少年奉仕委員会 ◎下中 英輝 ○遠藤 一典 ・藤津 均

3.インターアクト委員会 ◎伊藤 嘉伸 ○代々木和男 ・江田 憲司

D. 国際奉仕委員会(担当理事) ◎長根 信康 ○脇田 幸一 ・内野 晃 ・森 一誠

1.ロータリー財団委員会 ◎内野 晃 ○菊池 潔 ・石川 輝久

2.米山奨学委員会 ◎森 一誠 ○森 宏

3.ポリオプラス委員会 ◎脇田 幸一 ○岡本 健

2590 地区役員・委員

鶴川 昇 地区諮問委員会

遠藤 一典 2590 地区第 4.5G IM 実行委員長

森 一誠 地区国際青少年交換委員会

齊藤 清紀 2590 地区第 4.5G IM 副実行委員長

長根 信康 人道的補助金委員会

濱田 茂 青少年育成特委員会

S・A・A 活動計画書

委員長 加藤 喜夫
副SAA 露木 建造
副SAA 佐藤 征己

ロータリーの例会は最も重要なロータリー活動であり楽しみながら修練を積む道場であるといわれております。会場監督として、例会場の気品と風紀維持に努めたいと思います。ゆったりとした1時間が過ごせるように、皆様のご協力をお願いいたします。

クラブ奉仕委員会 活動計画書

委員長 大地 哲郎
副委員長 内野 晃
委員 山下 栄蔵
委員 遠藤 一典
委員 藤津 均
委員 森 宏
委員 藤田 孝次
委員 若山 誉
委員 天野 正昭
委員 露木 健造
委員 村川 驍

本年度のRIのテーマは原点に返り Service Above Self 「超我の奉仕」であります。クラブ奉仕委員長としては会長の指導のもと「奉仕の理想」に向かって共に歩みたいと思います。奉仕の理想を高めるために、ロータリー情報、広報、雑誌、プログラム、クラブITの各委員会のご協力をお願いします。又、親睦活動から職業奉仕が生まれ、社会奉仕へ展開し更に国際奉仕へと発展しています。親睦活動はすべての出発点であり又親睦から奉仕の理想が生まれるのが例会でもあります。親睦の効果を上げるために、出席、親睦、会報の各委員会にご協力をお願いします。例会の内容の充実を図る為にはまずよい会員の増強であります。その為に職業分類、会員増強、会員選考の各委員会の皆様よろしくお願いします。各委員会のご協力のもとクラブ奉仕の奉仕活動を行ってまいります。

出席委員会 活動計画書

委員長 天野 正昭
副委員長 森 一誠
委員 鶴川 昇

例会への出席はロータリアンの最低限の活動と入会当時から言われ2年がたちます。仕事が優先ですから毎回出席は大変と思います。

これからの経過を見ながら貢献していきたいと思います。私にとって例会は情報と勉強の場ですが、今回は出席委員長という立場から

見た‘毎回例会出席‘という問題も含め勉強しつつ活動します。

職業分類委員会 活動計画書

委員長 山下 栄蔵
副委員長 齊藤 晃
委員 菊池 潔

昨年、一昨年と委員長が指摘されて来ました様に会員の充填率は経済の影響もあり高いとは申せません。又時代と共に新しい職業分野が広がって来て居ます。

本年は前任の委員長提案に準じ、職業分類表の整理を実施致しました。

親睦活動委員会 活動計画書

委員長	藤田 孝次
副委員長	天野 正昭
委員	代々木和男
委員	大地 哲郎
委員	河原 裕典
委員	下中 英輝
委員	佐藤 征己
委員	村川 驍

ロータリーの奉仕の原点は、親睦活動が全ての奉仕の出発となっています。この観点に立って本年度は、1.会員相互の親睦 2.来訪者に対する親睦 3.他クラブとの親睦 4.家族を交えた親睦と、それぞれに配慮をした活動を行いたいと考えています。また、プログラム、SAA等関連委員会と連携を取り合ってまいります。

尚、今年度の行事予定は下記により実施いたしますので宜しくお願い致します。

平成17年	8月31日	夜間移動例会
	9月8日	クラブゴルフ
	11月17日	クラブゴルフ
	11月30日	夜間移動例会
	12月21日	クリスマス家族会
平成18年	3月29日	夜間移動例会
	4月20日	千葉緑合同例会
	5月31日	夜間移動例会
	6月21日	期末懇親会
	6月22日	クラブゴルフ

雑誌委員会 活動計画書

委員長 北原 弘文
副委員長 土志田 猛

『ロータリーの友』の購読が、ロータリアンに求められているにもかかわらず、拾い読みの会員が過半を占めているといわれます。

同誌に対する関心を高めて頂くために、毎月1回交代で会員諸氏に、興味を持った記事を紹介していただく企画を立てたいと思います。

会報委員会 活動計画書

委員長 村川 驍
副委員長 武藤 泰典
委員 斎藤 晃

クラブ細則の会報委員会の役割に則り、諸先輩の週報刊行を受け継ぎまして、会員のクラブ活動への関心を高め、皆様の親睦促進につながる週報作りを目指して参りたいと存じます。

就きましては、会員各位の幅広いご活躍の、エピソードなど、原稿をお待ちしております。河卒、皆様の御協力、宜しくお願い申し上げます。

会員選考委員会 活動計画書

委員長 内野 晃
副委員長 若山 誉

会員増強及び職業分類両委員会と協議しながら、入会希望者の選考を行い、選考に当たり下記の点を十分に話し合いの上、入会を許可したいと思います。

- ① 社交性、協調性のある人
- ② 例会の出席が可能な人
- ③ 奉仕活動に理解のある人

会員増強委員会 活動計画書

委員長 遠藤 一典
副委員長 山下 栄蔵
委員 江田 憲司

1. 会員増強は本クラブのみならず、全てのロータリークラブの課題となっているが、会長のもとに全会員の協力をお願いし、進めていきます。
2. 退会防止もロータリーの課題になっていますが、入会当初より人間関係を密にし、お互いの交流を深めていくことが大切と考えていますので、協力をお願いします。
3. 会員増強については、退会者をなくし一人でも多くの入会希望者の発掘に努力し入会を勧誘しています。

プログラム委員会 活動計画書

委員長 若山 誉
副委員長 石川 輝久
委員 濱田 茂

例会はロータリーの基本的活動です。例会プログラムを充実させることが重要であると考えております。プログラムの内容は、(1) 会員同士一層深く知り合い親睦が深まるようなもの、(2) ロータリーを理解させるもの、(3) 広く各業界や地域社会を知り、奉仕活動の資料となり得るものなど、ロータリーの目標である親睦と奉仕を促進するものとなります。

会長、幹事はじめ関係委員会と連携を図り、重要なロータリー関係のプログラムを落とすことなく、例会を組み立てていきたいと思っております。

会員の皆様のご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

2005年～2006年度プログラム表(平成17年～18年)

平成17年7月4日 (第 12 版)

	2005/ 7月	8月	9月	10月	11月	12月
月間	識字率向上月間	会員増強及び拡大月間	新世界のための月間	職業奉仕月間 米山月間	ロータリー財団月間 世界インターアクト月間	家族月間
第一週	6日 会長・幹事新任挨拶 ・鶴岡会長 ・河淵幹事 (第一回理事会)	3日 クラブフォーラム (会員増強について) ・遠藤会員増強委員長 (第二回理事会)	7日 クラブ協議会 ・河原和雄がバナー補佐訪問 (第三回理事会)	5日 クラブフォーラム (職業奉仕について) ・河原職業奉仕委員長 (第四回理事会)	2日 クラブフォーラム (ロータリー財団について) ・内野R財団委員長 (第五回理事会)	7日 クラブフォーラム (クラブ親睦活動について) ・藤田親睦委員長 (クラブ年次総会) (第六回理事会)
第二週	13日 新年度活動計画発表 ・大地 クラブ奉仕委員長 ・河原 職業奉仕委員長 ・濱田 社会奉仕委員長	10日 クラブフォーラム (ロータリー情報について) ・藤津R情報委員長	14日 クラブフォーラム (米山について) 森一誠 米山奨学委員長	12日 クラブフォーラム (青少年奉仕活動について) 下中青少年委員長 ・霧が丘中学校にて (移動例会)	9日 クラブフォーラム (インターアクトについて) ・伊藤インターアクト委員長	14日 クラブフォーラム (国際奉仕について) ・浜田社会奉仕委員長
第三週	20日 新年度活動計画発表 ・長根 国際奉仕委員長 ・加藤 SAA委員長 ・北原 会計委員長	17日(休) (夏季休日)	21日 卓話 金杉誠がバナー公式訪問	19日 卓話 米山奨学生 徐祐昔君	16日 卓話 青葉区長	21日 クリスマス家族会 (移動例会)
第四週	27日 クラブフォーラム (出席について) ・天野出席委員長	24日 クラブ協議会 クラブ協議会 (G補佐訪問下準備)	28日 卓話 (新会員インシエーション) ・田中孝 会員	26日 見学会 (職場見学 1泊) ・職業奉仕委員会主催 (移動例会)	23日(休) (勤労感謝の日)	28日(休) (年末休日)
第五週		31日 (夜間移動例会)			30日 (夜間移動例会)	
地区行事	①拡大増強ゼミ /08 ②ロータリー情報ゼミ/27 ③IT推進委員長会議/29 ④IAC委員長会議/16	①米山カンパ研修会/22 ②青少年委員長会議/23 ③米山委員長会議/26	①ロータリー財団ゼミ/16 ②職業委員長会議/22	①国際奉仕委員長会議/17 ②大会記念社交ダンス/12 ③IAC委員長会議/15 ④地区大会記念ゴルフ/24	①地区大会 /4・5 ②雑誌委員長会議 /10 ③R情報・広報ゼミ /14 ④クラブ奉仕委員長会議/18 ⑤社会奉仕委員長会議/22	①IM(第6・7・8) /01 ②IAC年次大会/18
その他)						
クラブ行事	①ゴルフ同好会総会/未		①がバナー補佐訪問/07 ②がバナー公式訪問/21 ③クラブゴルフ /15	①緑区民祭 /23(日) ②スピーチ大会/12 ③4クラブ合同ゴルフ未 ③千葉緑野球試合/20 ⑤炉辺会合(国際奉仕委員会主催)	①次年度理事役員指名 /02 ②クラブゴルフ /17	①クラブ年次総会 /07 ②クリスマス家族会 /21 ③炉辺会合(プログラム委員会主催)
その他)		①炉辺会合(クラブ奉仕委員会主催)	④炉辺会合(社会奉仕委員会主催)			

2005年～2006年度プログラム表(平成17年～18年)

平成17年7月4日 (第 12 版)

	2006/ 1月	2月	3月	4月	5月	6月
月間	ロータリー理解推進月間	世界理解月間		ロータリー雑誌月間		ロータリー親睦活動月間
第一週	4日(休) (年始休日)	1日 クラブフォーラム (世界理解月間について) ・脇田ホリオプラス委員 (第八回理事会)	1日 クラブフォーラム (環境保全について) ・餅田環境保全委員長 (第九回理事会)	5日 クラブフォーラム (雑誌月間について) ・北原雑誌委員長 (第十回理事会)	3日(休) (憲法記念日)	7日 クラブ協議会 (次年度計画について) ・齊藤清紀会長ほか (第十二回理事会) ・次年度合同理事会
第二週	11日 会長・幹事年賀挨拶 ・鶴岡会長 ・河淵幹事 (第七回理事会)	8日 クラブフォーラム (国際奉仕について) ・長根国際奉仕委員	8日 クラブフォーラム	12日 クラブフォーラム	10日 クラブフォーラム (第十一回理事会)	14日 (一年を省みて) 四大奉仕委員長 ・大地クラブ奉仕委員長 ・河原職業奉仕委員長 ・濱田社会奉仕委員長 ・長根国際奉仕委員長
第三週	18日 職業報告	15日 職業報告	15日 職業報告	19日 繰り下げ例会 19日→20日に繰り下げ ・千葉緑合同例会/ゴルフ (移動例会)	17日 職業報告	21日 期末懇親会 (移動例会)
第四週	25日 卓話	22日 繰上げ例会 22日→21日(火)に繰上 ・5クラブ合同例 ・新横浜国際ホテル/ 6:30 (移動例会)	22日 卓話	26日 卓話	24日 卓話	28日 会長・幹事期末挨拶 ・鶴岡会長 ・河淵幹事
第五週			29日 (夜間移動例会)		31日 (夜間移動例会)	
地区行事 (その他)	②IM(第4・5)桐蔭/29	①IR創立記念日/23		①地区協議会 /未 ②会長ほか研修会/15	①次年IAC役員研修会/未	①国際大会 /11
クラブ行事 (その他)		①クラブ創立記念日/28 ②5クラブ合同例会 /21		①竹の子堀 /未 ②千葉緑合同ゴルフ/20		①期末懇親会 /21 ②クラブゴルフ /01

ロータリー情報委員会 活動計画書

委員長 藤津 均
副委員長 加藤 喜夫
委員 岡本 健

新会員及び会員候補者に向け、ロータリークラブ会員の特典と責務について、わかりやすく最低限の知識を提供できるものを、作成したい。会員については、ロータリーの歴史、綱領、活動について情報を提供する。フォーラムも開催し、ロータリーについての情報を深めていきたい。

広報委員会 活動計画書

委員長 森 宏
副委員長 土志田 猛
委員 武藤 泰典

1. 社会に対しロータリーとその目的・歴史、綱領及び規模・奉仕活動業績などに関する情報を提供しクラブのために適切な宣伝を行う。
2. 新会員に例会の出席や親睦会の広報活動と平行して「友」・「ロータリー入門」等の専門書を通じてクラブ各委員会の活動の認識を深め意欲の向上に努める。
3. ロータリアンの三大義務「会費の納入」「例会への出席」「ロータリーの友の購読」を全員に周知徹底してもらう。

広く一般世間に対してロータリーをアピールすると同時に、その活動意義を伝え、更には新会員の獲得に大きな力となる大変重要な部門であることを自覚し、向こう一年間、土志田副委員長・武藤会員と力をあわせ努力し頑張ります。

クラブ IT 推進委員会 活動計画書

委員長 露木 建造
副委員長 長根 信康

各クラブ委員会の活動計画達成を情報面からサポートすることを本題とします。また、ホームページの内容を検討し実用的に活用しやすい環境の充実とクラブ活動の情報発信を積極的に図ります。

職業奉仕委員会 活動計画書

委員長 河原 裕典
副委員長 佐藤 征己
委員 土志田 猛

職業奉仕とは、あらゆる職業に携わる中で、奉仕の理想を生かしていくことをロータリーが育成、支援する方法であります。

ロータリーは、職業報告の推進にあたり、職業を通じて社会に奉仕するということをしっかり認識したいと思っております。

1. 四つのテスト

- ④ 真実かどうか
- ⑤ みんなに公平か
- ⑥ 好意と友情を深めるか
- ⑦ みんなの為になるかどうか

2. 10月に武藤会員の茅野工場見学(一泊)を計画しています。

3. 職業奉仕の理解を深めてもらう為のフォーラム開催を多くしたいと思っています。

社会奉仕委員会 活動計画書

委員長	濱田	茂
副委員長	餅田	実
委員	下中	英輝
委員	伊藤	嘉伸

今年度 社会奉仕員長という大役を仰せつかり重責を感じております。

一年間の任期という非常に短い限られた期間の中で、充実した活動を行っていくためには、会員皆様のご協力なしでは不可能と考えます。ロータリーの社会奉仕の理念を念頭に置き、地域に密着し、地域社会のために、どのような奉仕活動が出来るか充分検討し、環境保全・青少年奉仕・インターアクト各正副委員皆様のご意見 アイデアをまとめ、具体的な活動目標を立て、推進し参りたく存じます。

- 子供動物園開催等、例年の事業の継続
- チャリティーコンサートの企画・実行
- 老人施設へ慰問（寄席の開催や桐蔭インターアクトクラブと共同作業）
- 小学校学童の安全を守るため、登下校時の付き添い
- 小中学校において、ロータリアンによる職場、人生訓話によるふれあい
- 足長おじさん募金の協力
- 環境問題（水に関すること）、地域内において美化運動の働きかけ

等々、様々な取り組みを検討し、実行していこうと思っております。また、友好クラブであります「千葉緑ロータリークラブ」様、桐蔭インターアクトクラブ様と何か協同奉仕活動が出来ないかどうか検討し参りたいと思います。

環境保全委員会 活動計画書

委員長 餅田 実
副委員長 長根 信康

手続き要覧によれば、本委員会の任務は、地域の環境を調査し、改善するよう配慮するということに則し、前年度の委員会活動を踏襲して、地球温暖化等、地球環境問題に関心を拂いながら、環境保護問題の専門家や有職者の卓話、フォーラムの開催に取り組んでまいりたい。とくに本年は、横浜市のゴミ分別収集、G30の実施の成果、効果等について行政の担当者の卓話、説明会を通じて、環境保全の啓発意識の向上に努めてまいりたいと思います。

青少年奉仕委員会 活動計画書

委員長 下中 英輝
副委員長 遠藤 一典
委員 藤津 均

今日、社会問題にもなっている青少年犯罪の凶暴化、またコンピューター時代における様々な青少年の問題がとりただされていることは、私たち大人の責任でもあります。

自殺志願者のサイトや犯罪のマニュアル的なものなど、簡単に情報を得られる時代になり自己中心な思考よりドラックやいじめなど簡単に罪を犯す子供たちが増えてきております。

これらは人とのコミュニケーションのとり方が下手になり、大人への偏見がある子供たちが増えているからではないでしょうか。

今期の活動は子供たちに「人とのふれあい」をテーマに、前期から行っている外国人留学生と小中学生との日本語スピーチ大会を続けて行いたいと思っております。

諸外国から日本に留学している学生達の日本に対する印象や意見など、日本の子供達になにかしら伝わり考えてくれれば幸いです。その為にも我々ロータリアンがサポートし、体験の中から学べる機会を作っていきたいと思っております。

社会奉仕委員会及びインターアクト委員会並びに会員の皆様方の御協力を頂き、微力ではありますが今期一年取り組んで行きますので御指導宜しくお願いいたします。

インターアクト委員会 活動計画書

委員長 伊藤 嘉伸
副委員長 代々木和男
委員 江田 憲司

本年度の最重点方針は「拡大」と致します。

- インターアクトクラブの顧問にインターアクトの良さを他校にPRして頂き、結成希望学校を紹介して下さるよう協力をお願い致します。
- 本年度も理解促進のため年次大会や地区大会で画像を使った活動報告をする。インターアクト活動の写真記録はデジタルで保存する。
- 青少年育成特別・ローターアクト・国際青少年交換の各委員会との連携を推進する。国際青少年交換に応募してくれるよう機会を捉えPRする。
- インターアクト活性化のためロータリアンにインターアクトクラブの例会に出席をお願いする。また、RCの例会や行事にインターアクターを招いて交流を深めロータリーとインターアクトの繋がりを更に強化する。
- RI 重点テーマ「識字率向上」「水保全」を受けて、地区国際奉仕委員会と連携し地区WCS（地区主導の世界社会奉仕）活動計画実現にインターアクトとして参加協力する。

国際奉仕委員会 活動計画書

委員長 長根 信康
副委員長 脇田 幸一
委員 内野 晃
委員 森 一誠

国際奉仕とは、国際理解・親善平和を推進するために行う活動であり、それをロータリアンだけでなく一般の人々にも認識していただくことが大切だと思います。

今年度のRI会長の強調事項は「水資源」と「識字」です。これらをふまえて、今年度は寄付行為だけではない、「連携・協力・協働」を基本とした「参加型」の活動を行いたいと思います。具体的な内容については友好クラブである千葉緑RCと「連携・協力・協働」など1年間の中で企画立案をしたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

また、姉妹クラブである香港南クラブへの訪問も実施したいと思いますのでよろしくお願いします。

ロータリー財団委員会 活動計画書

委員長 内野 晃
副委員長 菊池 潔
委員 石川 輝久

2005～2006 年はロータリー101 周年で新たな第一歩です。

RI の本年度強調事項は、

① 識字率向上

* 8 億人が就職に必要な識字率能力が無い。(主に発展途上国ですが)

* 1 億 3000 万人の児童が基礎教育を受けていない。

② 水資源の保全、飢餓、保健

* 12 億人が安全な水が入手出来ない。

* 年に 22 万人が水の原因で死亡している。

RI 財団には、教育プログラム、人道的プログラム、ポリオプラスの 3 種類があります
財団の寄付の用途について理解して頂き、会員への認識を高めようとして啓蒙活動に努めます。

米山奨学委員会 活動計画書

委員長 森 一誠
副委員長 森 宏

米山記念奨学会では、日本全国のロータリアンの寄付金を財源として、日本で学ぶ外国人留学生に対して奨学金を支給しています。年間の奨学金支給額はおよそ 12 億円。目的ロータリーの理想とする国際理解と相互理解に務め、国際親善と交流を深める為に優秀な留学生を支援と世界平和の創造と維持に貢献することを目的としています。主な事業、奨学金の支給、世話クラブとカウンセラー制度、ロータリアンと小学生との交流、国内外での学友会活動。2590 地区は全国最高で個人で¥25.772 円です。一般寄付が¥5.000 円で特別寄付¥20.000 円で合計¥25.000 円のご寄付が希望です。

ポリオプラス委員会 活動計画書

委員長 脇田 幸一
副委員長 岡本 健

以前、私が入会した頃は、ポリオプラス委員会があって活発に募金活動を行っていたように思います。この2年前からポリオプラス委員会は再活動しました。RIは確かポリオの終息宣言をしたと思いましたが、昨年テレビで世界の僻地に僅かに発生しているという報告を見て吃驚したのを覚えています。ポリオ以外の子供たちの病気に対するR・Jと我々各ロータリークラブの奉仕の活動についても考えたい、と思います。

2005～2006年度 予算表

(平成17年7月～平成18年6月)

会 計 北原弘文
副会計 下中英輝

I. 一般会計

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
年 会 費	10,500,000	11,400,000	▲ 900,000	300,000×35名×100.0%
中 途 入 会 者 年 会 費	600,000	450,000	150,000	300,000×4名×100.0%×50.0%
入 会 金	400,000	300,000	100,000	100,000×4名×100.0%
ビ ジ タ ー 登 録 料	100,000	100,000	0	
雑 収 入	50,000	50,000	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	11,650,000	12,300,000	▲ 650,000	

[支 出 の 部]

科 目		予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
本 部 関 係	人 頭 分 担 金	175,000	190,000	▲ 15,000	5,000×35名×100.0%
	地 区 分 担 金	910,000	988,000	▲ 78,000	26,000×35名×100.0%
	地 区 大 会 分 担 金	140,000	152,000	▲ 12,000	4,000×35名×100.0%
	地 区 大 会 登 録 料	525,000	570,000	▲ 45,000	15,000×35名×100.0%
	I ・ M	350,000	380,000	▲ 30,000	10,000×35名×100.0%
	地 区 協 議 会	420,000	456,000	▲ 36,000	12,000×35名×100.0%
	米 山 奨 学 金	175,000	190,000	▲ 15,000	5,000×35名×100.0%
	小 計	2,695,000	2,926,000	▲ 231,000	
総 務 関 係	例 会 費	3,250,000	3,650,000	▲ 400,000	
	記 念 品 費	296,000	320,000	▲ 24,000	8,000×37名×100.0%(本人・奥様誕生日用)
	通 信 費	150,000	150,000	0	
	事 務 用 品 費	200,000	200,000	0	(消耗品費)
	印 刷 費	450,000	450,000	0	
	リ ー ス 費 用	220,000	220,000	0	
	事 務 委 託 費	1,660,000	1,660,000	0	
	備 品 費	50,000	50,000	0	
	交 際 費	200,000	200,000	0	
	雑 誌 文 献 費	160,000	160,000	0	4,000×40名×100.0%
	慶 弔 費	100,000	100,000	0	
	事 務 局 地 代 家 賃	720,000	720,000	0	60,000×12ヶ月
	保 守 ・ 修 繕 費	10,000	10,000	0	
特 別 積 立 金	200,000	200,000	0		
小 計	7,666,000	8,090,000	▲ 424,000		
委 員 会 関 係	ク ラ ブ 奉 仕	1,000,000	1,000,000	0	
	出 席	(5,000)	(5,000)	0	
	職 業 分 類	(5,000)	(5,000)	0	
	親 睦	(500,000)	(500,000)	0	
	雑 誌	(5,000)	(5,000)	0	
	会 報	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 選 考	(5,000)	(5,000)	0	
	会 員 増 強	(5,000)	(5,000)	0	
	プ ロ グ ラ ム	(150,000)	(150,000)	0	
	R 情 報	(5,000)	(5,000)	0	
	S . A . A	(5,000)	(5,000)	0	
	広 報	(100,000)	(100,000)	0	
	ク ラ ブ I T 推 進	(100,000)	(100,000)	0	
予 備 費	(110,000)	(110,000)	0		
小 計	1,000,000	1,000,000	0		
予 備 費		289,000	284,000	5,000	
支 出 合 計		11,650,000	12,300,000	▲ 650,000	
次 期 繰 越 金		0	0	0	

記念品(ニコニコ)

会 員 誕 生 日	3,000 円
奥 様 誕 生 日	5,000 円
抽選(蘭鉢植)毎月1回	12,000 円(1千円×12ヶ月)
計	20,000 円以上

Ⅱ. 特別会計(奉仕の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
ス マ イ ル	1,200,000	900,000	300,000	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,200,000	900,000	300,000	

[支 出 の 部]

科 目				予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
奉 仕 関 係	職 業 奉 仕 社 会 奉 仕 社 会 奉 仕 環 境 保 全 青 少 年 奉 仕 インターアクト			150,000	150,000	0	
				410,000	410,000	0	
				(0)	(0)	0	
				(30,000)	(30,000)	0	
				(280,000)	(280,000)	0	
				(100,000)	(100,000)	0	
	国 際 奉 仕 国 際 奉 仕 ロータリー財団 米 山 奨 学 ポリオプラス			300,000	300,000	0	
				(200,000)	(200,000)	0	内、10万円は香港南RCへの寄付
				(10,000)	(10,000)	0	
				(80,000)	(80,000)	0	
			(10,000)	(10,000)	0		
	小 計			860,000	860,000	0	
	蘭			120,000	(0)	0	
予 備 費			220,000	40,000	180,000		
支 出 合 計			1,200,000	900,000	300,000		
次 期 繰 越 金			0	0	0		

Ⅲ. 特別会計(奨学生の部)

[収 入 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 助 成 金	1,800,000	1,800,000	0	
青 少 年 交 換 留 学 生 助 成 金	0	0	0	
前 期 繰 越 金	0	0	0	
収 入 合 計	1,800,000	1,800,000	0	

[支 出 の 部]

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
米 山 奨 学 生 授 業 料	1,800,000	1,800,000	0	
青 少 年 交 換 留 学 生 授 業 料 他	0	0	0	
予 備 費	0	0	0	
支 出 合 計	1,800,000	1,800,000	0	

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）	医 術	内科医		
		Physician		
		外科医	内野 晃	院長
		Surgeon	内野医院	
		小児科医		
		Pediatrist		
		産婦人科医	脇田 幸一	院長
		Obstetrician and Gynecologist	脇田産婦人科医院	
		整形外科医		
		Orthopedic Surgeon		
		耳鼻咽喉科医		
		Ear Nose and Throat Doctor		
		眼科医	藤津 均	院長
		Ophtalmologist	フジ眼科・歯科クリニック	
		歯科医	加藤 喜夫	院長
		Dentist	愛誠歯科医院	
	施 設 及 び 病 院	病院	大地 哲郎	副理事長
		Hospital	横浜新緑総合病院	
		専門病院		
		Specialty Hospital		
		薬局		
		Pharmacy		
	保 険	保険代理業	北原 弘文	ファイナンシャルプランナー
		Insurance Agency	ソニー生命保険㈱	
	衛 生	クリーニング店		
		Cleaning Shop		
	衣 料	洋品店		
		Cotton Goods		
	衣 料	洋服店		
		Clothing		
		呉服店		
		Japanese Cloth Shop		
	食 品 及 び 嗜 好 品	レストラン		
		Resturant		
		菓子店		
		Cake Shop		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 （ A c t i v e ）		酒店		
		Alcholic Store		
	日 用 品	スーパー		
		Super Market		
		文房具		
		Stationery		
	教 育	幼稚園		
		Kindaergarten		
		大学、高校、中学	鶴川 昇	理事長、学長、校長
		University, High School, Junior High School	学校法人 桐蔭学園	
		大学	江田 憲司	教授
		College(Admistration Policy)	桐蔭横浜大学(行政学)	
		私塾	伊藤 嘉伸	代表取締役
		Praivate School	(有)PCシステムアルファ	
	ビジネスサービス	社会保険労務士	若山 誉	代表
		H. R. Consaltant	若山社会保険労務士事務所	
		情報サービス		
		Informatton Services		
		弁護士		
		Lawyer		
		税理士		
		Tax Service		
		司法書士		
		Judiciary Scribner Service		
		地域工業団体	餅田 実	専務理事
		Industrial Service	(社)横浜北工業会	
	宗 教	仏教	斎藤 清紀	住職
		Buddhism	(宗)福聚院	
		神道		
		Shintoism		
	運 輸 及 び 倉 庫 業	運送業		
		Trucking Servicece		
		倉庫業		
		Storage		
		貨物自動車輸送	河原 裕典	代表取締役
		Motor Freight Transportation	(株)横浜ドリームライン	

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (A c t i v e)	機 械 及 び 装 置	送風機製造	武藤 泰典	代表取締役
		Blower Mfg	(株)武藤電機	
		建設機械	山下 栄蔵	会長
		Construction Machinery	山下工業(株)	
		機械製造	村川 驍	代表取締役
		Machine Mfg	(株)富田技研	
		非鉄金属製錬	鶴岡 武	代表取締役
		Nonferrous Metals Refining	アジア物性材料(株)	
		銃器及び火薬	岡本 健	代表取締役
		Fire Arms	(株)ミロク精機製作所	
	鉄 及 び 金 属	板金工作		
		Sheet Metal Working		
		金型製造		
		Molds Mf' g		
	自 動 車	自動車販売		
		Automobile Dealers		
		自動車整備	露木 健造	代表取締役
		Automobile Repairing	(株)霧が丘ガレージ	
	電 気 及 び 通 信	電気設備		
		Electric Construction		
		情報通信		
		Information		
	電 子 機 器	電子試験機	河淵 雄	代表取締役
		Electronic Tester	新電子工業(株)	
	印 刷 及 び 広 告	書籍販売		
		Book Distributin		
	印 刷 及 び 広 告	総合広告代理	佐藤 征己	代表取締役
		Advertising Agency	(株)日広社	
		印刷		
		Printing		
		看板広告		
		Advertisting Service		
	美 容 及 び 整 形	理容	天野 正昭	代表取締役
		Barber	(有)企画室 ゴン	
		美容院		
		Beauty Shop		

充 填 ・ 未 充 填 職 業 分 類 表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
正 会 員 (A c t i v e)	ホ テ ル 及 び 観 光	ホ テ ル	濱 田 茂	代表取締役
		H o t e l	(株)パストラル	
		旅 行 幹 旋 業		
		T o u r i s t A g e n c y		
	建 設 業	建 設 請 負 業		
		G e n e r a i C o n t r a c t i n g		
		鉄 道 建 設	森 宏	会長
		R a i l r o a d C o n s t r u c t i o n	森建設(株)	
		設 備 工 事	村松 勇治	代表取締役社長
		E q u i p m e n t C o n s t r u c t i o n	(株)ジェス	
		造 園 業	藤田 孝次	顧問
		L a n d s c a p e S e r v i c e	(株)三橋緑化興業	
		推 進 工 事	長根 信康	代表取締役
		W a t e r s u p p l y & D i s p o s a l C o n s t r u c t i o n	(株)ナガネ	
	建 築 材 料 及 び 室 内 装 飾	建 築 材 料	代々木和男	取締役社長
		B u i l d i n g M a t e r i a l	(有)代々木商店	
		家 具 室 内 装 飾	森 一誠	代表取締役
		U p h o l s t e r i n g	(有)宮地	
	不 動 産	不 動 産 業	土志田 猛	代表取締役
		R e a l E a t a t e A g e n c y	(株)岩本不動産商会	
		不 動 産 賃 貸		
		R e a l E a t a t e R e n t i n g		
		ビ ル 賃 貸	遠藤 一典	代表取締役
		B u i l d i n g R e n t i n g	(有)藤栄	
		土 地 賃 貸	斉藤 晃	代表取締役
		P r o p r i e t a r y R e n t i n g	(株)八廣	
	農 林 及 び 園 芸	農 業		
		A g r i c u l t u r e		
	畜 産	獣 医		
		V e t e r i n a r y S u r g e o n		
	金 融	都 市 銀 行		
		C i t y B a n k i n g		
		地 方 銀 行	菊池 潔	支店長
		L o c a l B a n k i n g	横浜銀行中山支店	
		信 用 金 庫		
		C r e d i t B a n k i n g		

充填・未充填職業分類表

資格	職 業 分 類		会 員 名	役 職
	関 連	分 類	勤 務	先
	金 融	証券業		
		Securities		
	保 安 警 備 事 業	警備保障	石川 輝久	顧問
		Security & Guard Service	(株)ジェイ・アメニティサービス	
	冠 婚 葬 祭 業	葬祭業	下中 英輝	顧問
		Mortician	(有) FTS	
		充填 35		
		未充填 39		



Rotary International®

*ロータリー・クラブ定款

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. RI：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 名称

本会の名称は、

ロータリー・クラブとする。

(国際ロータリー加盟会員)

第3条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする：

第4条 綱領

ロータリーの綱領は、有益な事業の基礎として奉仕の理想を鼓吹し、これを育成し、特に次の各項を鼓吹育成することにある：

第1 奉仕の機会として知り合いを広めること；

第2 事業および専門職務の道徳的水準を高めること；あらゆる有用な業務は尊重されるべきであるという認識を深めること；そしてロータリアン各自が業務を通じて社会に奉仕するために、その業務を品位あらしめること；

第3 ロータリアンすべてが、その個人生活、事業生活および社会生活に常に奉仕の理想を適用すること；

第4 奉仕の理想に結ばれた、事業と専門職務に携わる人の世界的親交によって、国際間の理解と親善と平和を推進すること。

第5条 会合

第1節 例会

(a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。

(b) 会合の変更。但し、正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日

までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。

(c) 取消。また、例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第2節 年次総会

本クラブの役員を選挙するための年次総会は、本クラブ細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件

本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類

本クラブの会員の種類は次の2種類、すなわち、正会員および名誉会員とする。

** 第2節に関する暫定規定 第6条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。

第3節 正会員

RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、これを本クラブの正会員に選ぶことができる。

第4節 移籍するロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍する会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができるが、被推薦者がかつて属していたクラブを退会するまたは退会した理由は、本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない。正会員に推薦された移籍する会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。

第5節 二重会員

同時に、本クラブと別のクラブにおいて、正会員になることはできない。さらに、いかなる人も本クラブにおいて、会員であると同時に名誉会員の資格を保持することはできない。また、いかなる人も、本クラブの正会員であると同時にロータリー・クラブの会員になることはできない。

第6節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期

* 国際ロータリー細則は、RIに加盟したロータリー・クラブが所定の標準ロータリー・クラブ定款を採択することと規定している。

** 2001年規定審議会は、会員の種類（シニア・アクティブ会員、パスト・サービス会員およびアディショナル正会員）を削除した制定案を採択し、職業分類の原則を改正した。しかしながら、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、新しい規定による理由で会員身分を喪失することはないものとする。このような会員はすべて正会員とみなされる。

間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

- (b) 権利および特典。名誉会員は、入会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

第7節 公職に就いている人

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者または裁判官に選挙もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 RIの職員

本クラブは、RIに雇用されている会員の会員身分を保持せしめることができる。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

- (a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員は、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限

5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が51名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

** 第2節に関する暫定規定 第7条第2節の他の規定にもかかわらず、2001年7月1日現在ロータリー・クラブの会員である何人も、2001年規定審議会で採択された制定案01-148による理由で会員身分を喪失することはないものとする。(本定款第6条第2節の暫定規定の脚注を参照のこと。)

第8条 出席

第1節 一般規定

各会員は本クラブの例会に出席するべきものとする。会員が、本クラブの例会に出席したものとみなされるには、例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならないとなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。本クラブの例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリー・クラブまたは仮クラブの例会に充当された時間の少なくとも60パーセントに出席すること、または、
 - (2) ローターアクト、インターアクト・クラブ、またはロータリー地域社会共同隊、仮ロータリーアクト、仮インターアクト・クラブまたは仮ロータリー地域社会共同隊の例会に出席すること、または、
 - (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元並びに現役員のためのロータリー研究会、RI理事会を代行するRI理事会またはRI会長の承認を得て招集されたRI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または(RI理事会の承認を得た)他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリー・クラブの都市連合会に出席すること。
 - (4) 他クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間と場所に例会を開いていなかった場合。
 - (5) 本クラブ理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブがスポンサーした地域社会の行事や会合に出席および参加すること。
 - (6) 本クラブの理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。

会員が14日以上にわたり海外で旅行している場合。会員が旅行中他国で例会に出席するならば、本項で決められているメイクアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中本クラブに欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。

- (b) 例会時において。例会のときに、

- (1) 本節(a) 項の(3) に挙げた会合の一つに出席のため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (2) RIの役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの用務に携わっている場合。
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの用務に携わっている場合。
- (4) RIに雇用されている者が、ロータリーの用務に携わっている場合。

(5) メークアップする機会が全く得られないような僻遠の地で、地区、RIまたはロータリー財団の提唱する奉仕事業に直接かつ現実に従事している場合。

(6) 理事会が正当に承認したロータリー用務に従事していて、例会に出席できない場合。

(c) 転勤による長期の欠席。会員が国内の転勤先で長期にわたって紛れもなく働いている場合。会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意により、会員は、転勤中、指定クラブに出席できる。指定クラブ幹事が所属クラブに適切な形で通知することによって、その出席が有効となり、所属クラブに出席が記録される。

第2節 理由のある欠席

次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会承認の条件と事態に従った欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。

(b) 一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が35年以上であること。さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第3節 RI役員欠席

会員が現役のRI役員である場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

第4節 出席の記録

本条2節(b)項に該当するいかなる会員の欠席も、本クラブの出席率の算出に使う会員数に含まれない。その欠席も出席も出席率の算出に使わない。

第9条 理事および役員

第1節 管理主体

本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成される理事会とする。

第2節 権限

理事会は全役員および全委員会に対して総括的支配力をもつものとし、正当な理由ある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第3節 理事会による最終決定

クラブのあらゆる事項に関する理事会の決定は最終であって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら会員身分の終結の決定に関しては、会員は第11条第6節の規定に従って、クラブに提訴するか仲介に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の3分の2の投票によってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも5日前に、当該提訴の予告が、幹事により、本クラブの全会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、本クラブの決定が最終決定となる。

第4節 役員

クラブの役員は、会長、会長エレクト、1名または数名の副会長、幹事、会計、および会場監督とする。このうち、会長、会長エレクトおよび副会長は、全員理事会のメンバーとする。また、幹事、会計および会場監督は、細則の定めるところに従って、その全員または一部が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくても差し支えない。

第5節 役員の選挙

(a) 会長を除く役員の任期。各役員は本クラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。別段に規定されている会長を除き、各役員は選挙された直後の7月1日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、会長に就任する日の直前18カ月以上2年以内の期間内に、選挙するものとする。会長に選ばれた者は、会長に就任する年度直前の年度に会長エレクトを務めるものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて就任するまで、その職務に当たるものとする。

(c) 資格条件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナー・エレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区協議会に必ず出席しなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。

第10条 入会金および会費

会員は、すべて入会金および年会費として、細則の定める金額を納入しなければならない。但し、第6条第4節に従い、本クラブの会員として受け入れられた、移籍する会員あるいは他クラブに属していた元会員は、2度目の入会金の納入を要しないものとする。

第11条 会員身分の存続

第1節 期間

会員身分は、次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 自動的終結

(a) 会員身分。会員が、会員身分の維持に必要な条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。但し、

(1) 理事会は、正会員が本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する場合、新しい市町村にあるロータリー・クラブを訪問して知り合いになってもらうために1カ年を超えない期間を限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。但し、この場合、同人は引き続き同じ職業分類に現実に従事しており、かつ、引き続きその他すべてのクラブ会員たる条件を満たしていることが前提である；

(2) 理事会は、本クラブの所在地域またはその周辺地域外に移転する正会員の会員身分を保持できる。但し、その会員は、同一職業分類において依然として活動しており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件に引き続き従わなければならない；また

(3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、出席その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならない。その会員身分終結は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申請をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。

(c) 名誉会員の加盟の終結。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分をもう1年度継続することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 終結 — 会費不払

(a) 手続。所定の期限後30日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後10日以内に会費が納入されなければ、理事会の裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が既に充填されている場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 終結 — 欠席

(a) 出席率。会員は、

(1) ロータリー一年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない。

(2) ロータリー一年度の各半期間に開かれた所属クラブの例会総数のうち少なくともその30パーセントに出席しなければならない。

会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することがあるものとする。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第8条第2節もしくは第3節に従う場合を除いては、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。

その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 他の原因による終結

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合は、もしくは他に十分と認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票によって、その会員身分を終結せしめることができる。

(b) 通知。本節(a)項の下に会員身分を終結をする前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも10日間の予告を書面によって与えられて、理事会に対して書面による答弁を提出する機会を与えられなければならない。また、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利をもつものとする。かかる予告の通達は、対人配達便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結せしめた場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲介人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員のもっていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。

第6節 会員身分の終結に提訴または仲介を求める権利

(a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結させる決定を、書面をもって、当該会員に通告しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、もしくは第15条に定める仲介に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。

(b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。

(c) 仲介。仲介が要求された場合、両当事者はそれぞれ1名の仲介人を指定し、両仲介人は1名の裁定人を指定しなければならない。裁定人または仲介人にはロータリー・クラブの会員のみが指定されることができ。

(d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてを拘束するものとなり、仲介を要求することはできない。

(e) 裁定人または仲介人の決定。もし仲介が要求され、仲介人によって到達された決定もしくは両仲介人が一致点に達しなかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

第7節 理事会による最終決定

もしクラブに対する提訴も行われず、仲介も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会

いかなる会員も、クラブからの退会申出は書面をもって行い（会長または幹事宛）、理事会によって受理されなければならない。但し、当該会員の本クラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とする。

第9節 資産関与権 — その放棄

いかなる理由によるにせよ、本クラブの会員身分を終結した者は、すべて、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第12条 地域社会、国家および国際問題

第1節 適切な課題

地域社会、国家および世界の一般福祉は、本クラブの会員にとって関心事である。そしてこのような福祉にかかわる公共問題の功罪は、会員各自が自己の意見をまとめるうえの啓蒙手段として、クラブ会合における公正かつ理知的研究および討議の対象として適切な課題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第2節 支持の禁止

本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。また本クラブはいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第3節 政治的課題の禁止

- (a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を、採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して団体行動を起こしてはならない。
- (b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配付してはならない。

第4節 ロータリーの発祥を記念して

ロータリーの創立記念日（2月23日）の週は、世界理解と平和週間と呼称する。この1週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第13条 ロータリーの雑誌

第1節 購読指定

RI細則に従って、本クラブがRI理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限りRIの機関雑誌またはRI理事会から本クラブに対して承認並びに指定されている地域的なロータリー雑誌を購読しなければならない。購読の期間は、6カ月を1期として取り扱い、本クラブの会員となっている限り継続し、1期途中で会員でなくなった場合にはその期の末日をもって終わるものとする。

第2節 購読料

購読料は、半年ごとに、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RIの事務局またはRI理事会の指定によって購読することとなった地域的出版物の発行所に送金しなければならない。

第14条 綱領の受諾と定款・細則の遵守

会員は、入会金と会費を支払うことによって、綱領の中に示されたロータリーの原則を受諾し、本クラブの定款・細則に従い、その規定を遵守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。いかなる会員も、定款・細則の印刷物を受け取らなかった理由として、定款・細則の遵守を免れることはできない。

第15条 仲介

理事会の決定に関して以外、その他何事によらず、これらの場合のために規定されている手続によっては満足に解決できない意見の食い違いが、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員または理事会との間に起こった場合は、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、仲介によって解決されるものとする。このような仲介のための手続は第11条第6節の(c)項と(e)項に規定されている通りである。

第16条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって単位管理区域が認められている場合には単位管理区域の手続規則、および本定款と矛盾しない細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところにしたがって時々改正することができる。

第17条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」および「郵便投票」の用語は、経費の節約し応答を頻繁にするために、電子メール（Eメール）およびインターネット・テクノロジーの活用を含むものとする。

第18条 改正

第1節 改正の方法

本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同じとする。

第2節 第2条と第3条の改正

定款の第2条（名称）および第3条（所在地）は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、投票する出席会員の過半数の賛成投票によって、改正することができる。但し、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも10日前に、各会員に郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。

横浜緑ロータリー・クラブ細則

第1条 理事および役員の選出

第1節 会長ノミニーおよび理事、役員の選出

年次総会の1ヶ月前の例会において、会長は会員（名誉会員は含まない、以下同様）に対して、会長ノミニー（次次年度会長）、幹事、会計、S. A. A. および4名の理事を指名し公示しなければならない。会長ノミニーは、指名委員会で指名されるものとする。その他の理事および役員は、会長エレクトにより指名されるものとする。但し、会長ノミニーおよび幹事の資格は、クラブ細則内規の規定を満たす会員とする。それらの理事および役員は、年次総会において、出席会員の過半数の承認を得なければならない。承認を受けた会長ノミニーは、その年次総会后、7月1日に始まる年度に、会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとし、会長を務めた年度直後の7月1日に始まる年度に、副会長として理事会のメンバーを務めるものとする。

第2節 欠員の補填

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定によって補填すべきものとする。また、理事エレクトまたは役員エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事および被選役員の決定によって補填すべきものとする。

第2条 指名委員会

この委員会のメンバーは、会長、会長エレクトおよび直近のバスト会長3名による5名で構成する。

第3条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員10名より成る理事会とする。すなわち、4名の理事、役員である会長、副会長、会長エレクト、幹事、会計およびS. A. A. である。

第4条 役員の任務

第1節 会長

会長は、本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

副会長は、会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。

第4節 幹事

幹事は、次の任務を行うものとする。

- ・ 会員記録の整理保管
- ・ 会合における出席の記録
- ・ クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作成し、これを保管
- ・ R I 事務総長に対して行うべき諸種の義務報告
- ・ ロータリアン誌の購読料を徴収し、これを R I に送金
- ・ その他、通常その職に付随する任務

第5節 会計

会計は、すべての資金を管理し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うものとする。その職を去るに当たっては、会計はその管理するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 S. A. A. (会場監督)

S. A. A. は、通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第5条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月の第一例会に先立って開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の理事および役員の承認を行わなければならない。会員総数の

3分の1をもって本クラブの年次総会の定足数とする。

第2節 例会

本クラブの毎週の例会は、水曜日12時30分に開催するものとする。第5週は夜間移動例会とする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しはすべて、クラブの全会員にしかるべく通知されなければならない。本クラブの会員はすべて、名誉会員（または標準ロータリー・クラブ定款第8条第2節（b）項の規定に基づき、本クラブ理事会によって出席を免除された会員）を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録され、その出席は、本クラブまたは他のロータリー・クラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60パーセント出席していたことが実証されるか、もしくは標準ロータリー・クラブ定款第8条第1節の別段の規定によるものでなければならない。会員総数の3分の1をもって本クラブの例会の定足数とする。

第3節 理事会の開催

定例理事会は毎月第一例会日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名以上の要求あるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合然るべき予告が行われなければならない。理事会のメンバーの過半数をもって理事会の定足数とする。

第6条 入会金および会費

第1節 入会金

入会金は10万円とし、入会承認後すみやかに納入するものとする。

第2節 会費

会費は年額30万円とする。

第3節 中途入会者の会費

その年度の中途入会者の会費は、月割りとする。

第4節 中途退会者の会費

その理由の如何にかかわらず返却しない。但し、当該年度の12月31日までに退会した者の内、年会費を一括納入した者については、半期分を返却する。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭による採決をもって処理されるものとする。

第8条 委員会

第1節 常任委員会

(a) 常任委員会は次の四委員会とする。

- ・クラブ奉仕委員会
- ・職業奉仕委員会
- ・社会奉仕委員会
- ・国際奉仕委員会

(b) クラブ奉仕委員会、職業奉仕委員会、社会奉仕委員会および国際奉仕委員会は、それぞれ会長が理事の中から任命する委員長を含め少なくとも3名以上で構成するものとする。

(c) 会長は、職権上、その資格において、委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。

(d) 各委員会は本細則によって定められた職務、および会長または理事会が定めた事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告し、その承認を得るまでは行動してはならない。

第2節 クラブ奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、クラブ奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・出席委員会
- ・職業分類委員会
- ・親睦活動委員会
- ・雑誌委員会
- ・クラブ会報委員会
- ・会員選考委員会
- ・会員増強委員会
- ・プログラム委員会
- ・ロータリー情報委員会
- ・広報委員会

・クラブIT推進委員会

- (b) クラブ奉仕委員会委員長は、クラブ奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつクラブ奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) クラブ奉仕委員会は、クラブ奉仕委員会委員長とクラブ奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第3節 職業奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、職業奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。
- (b) 職業奉仕委員会委員長は、職業奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ職業奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

第4節 社会奉仕委員会

- (a) 会長は、理事会の承認の下に、社会奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・人間尊重委員会
- ・地域発展委員会
- ・環境保全委員会
- ・協同奉仕委員会
- ・青少年奉仕委員会
- ・インターアクト委員会
- ・ローターアクト委員会
- ・ライラ委員会

- (b) 社会奉仕委員会委員長は、社会奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ社会奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (c) 社会奉仕委員会は、社会奉仕委員会委員長と社会奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第5節 国際奉仕委員会

(a) 会長は、理事会の承認の下に、国際奉仕の中の特定分野を担当する各委員会を設置できるものとする。

- ・世界社会奉仕委員会
- ・ロータリー財団委員会
- ・米山奨学委員会
- ・ポリオプラス委員会

(b) 国際奉仕委員会委員長は、国際奉仕の諸活動全般にわたって責任をもち、かつ国際奉仕の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会は、国際奉仕委員会委員長と国際奉仕の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。

第9条 委員会の任務

第1節 クラブ奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ奉仕に関する事柄において、その諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。クラブ奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、クラブ奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 出席委員会

この委員会は、全会員があらゆるロータリーの会合（クラブ例会、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会等）に出席することを奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合には他クラブ例会への出席を奨励するものとする。全会員に出席規定の理解を求め、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、出席不良の原因となる諸事情を確かめ、これを除去することに務めるものとする。

(b) 職業分類委員会

この委員会は、毎年できるだけ早く、遅くとも8月31日以前にその地域社会の職業分類調査を行わなければならない。その調査から、職業分類の原則を適用し、充填未充填職業分類表を作成しなければならない。必要な場合は本クラブの現会員のもっている職業分類を再検討しなければならない。そして、あらゆる職業分類の間

題について理事会と協議しなければならない。

(c) 親睦活動委員会

この委員会は、会員間の親睦を増進するために、レクリエーションおよび社交的諸活動の企画立案を行い、全会員に積極的な参加を促すものとする。また、本クラブの一般目的の遂行上、会長または理事会が課する任務を果たすものとする。

(d) 雑誌委員会

この委員会は、ロータリアン誌に対する読者の関心を喚起するために、次の任務を行うものとする。

- ・ 例会において毎月雑誌の簡単な紹介を行う
- ・ 新会員の教育に雑誌を利用することを奨励する
- ・ ロータリアンでない講演者に雑誌を贈呈する
- ・ ニュース資料と写真を雑誌編集者に送る
- ・ その他あらゆる方法によって、雑誌を本クラブ会員およびロータリアン以外の人々にも役立てる

(e) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、クラブ活動に関心を促し、出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告するものとする。また、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、さらに、クラブ、会員、および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えることに務めなければならない。

(f) 会員選考委員会

この委員会は、会員に推薦された会員候補者を、その人格、職業上、および社会的地位並びに一般的な適格性を調査し、検討しなければならない。そして、その会員候補者に対する委員会の決定を理事会に報告しなければならない。

(g) 会員増強委員会

この委員会は、絶えず本クラブの充填未充填職業分類表を検討し、未充填の職業分類を充填するためにロータリアンとしてふさわしい人物の氏名を理事会に推薦するよう、積極的に務めなければならない。

(h) プログラム委員会

この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手

配しなければならない。

(i) ロータリー情報委員会

この委員会は、入会予定者（会員候補者）にロータリー・クラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供しなければならない。そして、入会してから最初の1年間、新会員のオリエンテーションを監督するものとする。

(j) 広報委員会

この委員会は、広く一般世間に、ロータリーとその歴史、綱領および規模に関する情報を提供するものとする。そして、本クラブのために適切な宣伝を行う方策を考案し、これを実施するものとする。

(k) クラブIT推進委員会

この委員会は、情報伝達の効率化を目的とし、クラブの情報通信の窓口として、会員の理解を積極的に進めるものとする。

第2節 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。職業奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、職業奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

第3節 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その地域社会に対する諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。社会奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、社会奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 人間尊重委員会

この委員会は、援助を必要とする人々に力を貸し、支援することによって、すべての人が生涯にわたり幸福に暮らせるよう務めなければならない。

(b) 地域発展委員会

この委員会は、地域とその諸施設の現状を改善することによって住みやすい場所を築くよう務めなければならない。

(c) 環境保全委員会

この委員会は、地域の環境の質を調査、改善するよう務めなければならない。

(d) 協同奉仕委員会

この委員会は、地域内のロータリー提唱の団体との関係を強化し、その奉仕活動に協力することに務めなければならない。

(e) 青少年奉仕委員会

この委員会は、次世代の主役である青少年に対しての理解を深め、健全な育成を目指して行くものとする。会員は、まず己を慎んで、青少年指導の資格を養い、直接青少年と接し、共に活動することに務めなければならない。

(f) インターアクト委員会

この委員会は、学校、地域社会への奉仕、国際理解を推進する活動、親睦活動の3つの軸に基づき、その支援活動に会員の理解と協力を得ることに務めなければならない。

(g) ローターアクト委員会

この委員会は、18歳から30歳までの青年男女が個々の能力の開発にあたって役立つ知識や能力を高め、それぞれの地域社会における物質的あるいは社会的ニーズに取り組み、親睦と奉仕活動を通じて、全世界の人々の間に、より良い信頼関係を推進するための機会を提供することに務めなければならない。

(h) ライラ委員会

この委員会は、地区内の若い人々と会員が参加する地区プロジェクトを通し、若い人々の指導者および善良な市民としての資質を伸ばすことに務めなければならない。

第4節 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえで役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。国際奉仕委員会委員長は必要に応じて委員会を開催し、国際奉仕の全活動について理事会に報告するものとする。

(a) 世界社会奉仕委員会

この委員会は、国際ロータリーが定めた一定の方式に従って、海外に向かっての社会奉仕活動を行うものとする。

(b) ロータリー財団委員会

この委員会は、国際レベルの人道的、教育的プログラムを通じて、世界理解と平和

を達成するために、ロータリー財団の活動に協力するものとする。

(c) 米山奨学委員会

この委員会は、勉学・研究を志して日本に留学している外国人に対し、国際理解と親善を深めるための援助を行うために、米山奨学会の活動に協力するものとする。

(d) ポリオプラス委員会

この委員会は、2005 年までに地球上からポリオを撲滅する、ロータリーの大規模な国際レベルの人道的事業で、ポリオプラス活動をスポンサーすることに、協力するものとする。

第 10 条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会を免除される。

第 11 条 財務

第 1 節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定された銀行に預金しなければならない。

第 2 節

R I に対する人頭分担金、雑誌購読料、地区資金、地区事業費、地区分担金の支払いは、それぞれの期日に本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

第 3 節

第 2 節に記載された支払い以外の勘定書は、会計と幹事の 2 名の署名する伝票に基づき支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については、毎年 1 回公認会計士または他の有資格者、あるいは副会長によって全面的な監査が行われなければならない。

第 4 節

第 3 節に記載された支払いは、月末に締め、翌月の第二例会日までに行われるものとする。

第 5 節

本クラブの会計年度は 7 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間とし、会費徴収の目的のために、これを 7 月 1 日より 12 月 31 日に至る期間および 1 月 1 日より 6 月 30 日に至る期間の二半期に分けるものとする。

第 6 節

各会計年度の初めに会計はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、

理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度となるものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合はこの限りではない。

第12条 入会手続き方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって正会員に推薦されても良い。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、被推薦者に対し、幹事はロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、会長は会員申込用紙に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行うものとする。異議の申し立てがあったにもかかわらず、入会が承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

以上の手続きを経た後に、会長は当該会員の入会式を行い、幹事は当該会員に対して会員

証を発行し、新会員をR Iに報告しなければならない。ロータリー情報委員会は入会式で新会員に贈呈する適切な資料を提供し、会長は当該会員がクラブに溶け込めるよう援助することを担当する会員を1名指名するものとする。

第13条 名誉会員推薦手続き方法

第1節

推薦基準は、次の通りとし、被推薦者はその基準をすべて満たした人とする。

- (a) ロータリー奉仕活動に多大なる貢献をした人で、パスト会長またはそれに準ずる人
- (b) ロータリー歴20年以上
- (c) 推薦者7名以上

第2節

本クラブの会員によって推薦された名誉会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。

第3節

理事会は、その被推薦者が名誉会員の資格の条件をすべて満たしていることを確認するものとする。

第4節

理事会の被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも、推薦に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、被推薦者は名誉会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、会長は7日以内に理事会を招集し、その理事会会合において、この件について審議を行い、承認または不承認を決定する。異議の申し立てがあったにもかかわらず、承認された場合は、被推薦者は当クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第5節

例会の食事代とクラブ催事に参加する場合の費用は、自己負担とする。

第14条 決議および審議

本クラブに関する決議または提案等は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もし、かかる決議または提案等がクラブの会合でなされ

たれば、その場で審議することなく理事会に委ねなければならない。

第15条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

来信および告示事項

委員会報告

審議未終了議事

新規議事

スピーチその他のプログラム

閉会宣言

第16条 改定

本細則は、定足数を満たす例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改定することができる。但し、かかる改定案の予定は、当該例会の少なくとも10日前に各会員に通知されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則に抵触するような改定または条項追加を本細則に対して行うことはできない。

横浜緑ロータリー・クラブ細則内規

第1条 役員の指名基準

第1節 会長ノミニー

会長ノミニーの指名基準は、原則として、幹事経験者とする。但し、指名委員会の全員の推薦があれば、この限りではない。

第2節 幹事

幹事の指名基準は、次の役職のうち、3つ以上の役職を経験した者とする。

常任委員会委員長

親睦活動委員会委員長

S. A. A.

